

小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準

施 行 平成15年4月1日
最近改正 令和2年3月25日
(改正施行 令和2年4月1日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第84条の規定により、特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止に関して、小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

条例第83条に規定する特定小規模施設のうち小規模固定型内燃機関及びガスタービンを設置する事業者は、当該施設から排出される排煙による大気の汚染の防止に努めるに当たり、次に定める窒素酸化物の排出濃度基準を遵守するものとする。

窒素酸化物の排出濃度基準は、次に定めるとおりとする。

施設の種類及び規模	窒素酸化物の排出濃度基準 (ppm)						標準 酸素 濃度 (%)
	平成4年 4月1日前に設置 されたもの	平成4年 4月1日以後平成 6年4月1日前に 設置されたもの	平成6年 4月1日以後平成 9年4月1日前に 設置されたもの	平成9年 4月1日以後平成 15年4月1日前に 設置されたもの	平成15年 4月1日以後平成 16年4月1日前に 設置されたもの	平成16年 4月1日以後に設 置されたもの	
ディーゼルエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が25L/h以上であるもの	190			110			13
ディーゼルエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が25L/h未満であるもの	500			380			13
ガスエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が10L/h以上であるもの			300				0
ガスエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が10L/h未満であるガスヒートポンプ	—	800	500	300	200	100	0
ガスエンジンのうち燃料の重油換算燃焼能力が10L/h未満であるもの（ガスヒートポンプを除く。）	—	800	500	300			0
ガソリンエンジン			300				0
ガスタービン			70				16

- 備考 1 この排出濃度基準が適用される施設は、次に掲げる施設とする。ただし、非常用の施設を除く。
- (1) ディーゼルエンジン及びガスタービンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が50L/h未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの
 - (2) ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が35L/h未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの
- 2 ガスエンジンのうちガスヒートポンプの排出濃度基準については、規格B8627附属書Hに定めるNOx12モード値とする。
- 3 次に掲げる施設については、当分の間、排出濃度基準を適用しない。
- (1) 平成元年6月1日前に設置されたディーゼルエンジン及びガスエンジン
 - (2) 平成3年6月1日前に設置されたガソリンエンジン
 - (3) 平成4年4月1日前に設置された燃料の重油換算燃焼能力が10L/h未満のガスエンジン
- 4 燃料の燃焼能力の重油換算については、条例施行規則別表第1備考に定める方法によるものとする。